三　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する電気工作物に係る工事	1～3　［略］
四　水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事	水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
五・六　［略］	［略］
七　有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事	有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの
八～十　［略］	［略］

別表第五（第六十六条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
一　環境関連　［略］	［略］		
（一）～（六）　［略］		［略］	［略］
（七）　有害物質貯蔵指定施設		［略］	［略］
（八）～（十）　［略］		［略］	［略］

三　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1～3　［略］
四　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事	大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
五・六　［略］	［略］
七　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの
八～十　［略］	［略］

別表第五（第六十六条関係）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
一　［同上］	［略］		［略］
（一）～（六）　［略］		［略］	［略］
（七）　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設		［略］	［略］
（八）～（十）　［略］		［略］	［略］